

議案第26号

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成10年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

第11条の2中「第14条の2第1項」を「第14条の2」に、「ちょう付」を「貼付」に改める。

第2章中第13条の2の次に次の1条を加える。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第13条の3 法第21条第3項の条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学，薬学，工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校 of 理学，薬学，工学，農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科，化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学，工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第16条第1項中「第6項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。